

地方税法施行規則様式改正（平成29年7月6日付）に伴う法人事業税・ 地方法人特別税・法人府民税の申告書記載方法について

平成29年7月6日に地方税法施行規則様式が改正され、現在、様式の改訂作業を行っていますが、平成29年4月1日以後に開始する事業年度の法人事業税・地方法人特別税・法人府民税の申告書記載にあたり、旧様式をご使用される場合は、以下のとおりのご対応をお願いします。

平成27～29年度税制改正の主な内容については、京都府ホームページ「府税について」の「新着情報(29.7.26更新) [平成27～29年度税制改正について](#)」をご覧ください。

【平成29年4月1日以後に開始する事業年度の旧様式による申告について】

● 第6号様式（中間・確定申告書）

⑤1 「この申告により納付すべき事業税額④5-④6-④7-④8-④9-⑤0」欄

「合計事業税額」から「平成28年改正法附則第5条の控除額」、「事業税の特定寄附金税額控除額」、「仮装経理に基づく事業税額の控除額」の各控除を行い、100円未満を切り捨てた後、「既に納付の確定した当期分の事業税額」を差し引き、「租税条約の実施に係る事業税額の控除額」を控除後の税額を記載する。

⑥4 「この申告により納付すべき地方法人特別税額 ⑥0-⑥1-⑥2-⑥3」欄

「合計地方法人特別税額」から「仮装経理に基づく地方法人特別税額の控除額」の控除を行い、100円未満を切り捨てた後、「既に納付の確定した当期分の地方法人特別税額」を差し引き、「租税条約の実施に係る地方法人特別税額の控除額」を控除後の税額を記載する。

● 第6号様式別表5（所得金額に関する計算書）

⑥ 「小計」欄

「益金の額又は個別帰属益金額に算入した中間申告又は連結中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額」の金額は備考欄に記載し、当該金額を加算した後の金額を記載する。

● 第6号様式別表5の2の3（資本金等の額に関する計算書）

③0 「平成28年改正法附則第5条第14項に係る額」欄

「平成28年改正法附則第5条第11項に係る額」と読み替えて金額を記載する。

● 第6号様式別表5の6（雇用者給与等支給額が増加した場合の付加価値額の控除に関する明細書）

平成29年4月1日以後に開始する事業年度から、以下の要件が追加されています。

$$\frac{(\text{平均給与等支給額} - \text{比較平均給与等支給額})}{\text{比較平均給与等支給額}} \geq 2\%$$

旧様式では、 $(\text{⑥}-\text{⑦})/\text{⑦}$ を計算し、その平均給与等支給増加割合を欄外余白部分に記載し、その割合が100分の2以上であることを確認してください。

● 第6号様式別表5の7（平成27年改正法附則第8条又は平成28年改正法附則第5条の控除額に関する計算書）

3. 「平成27年改正法附則第8条第2項から第5項までの控除額に関する計算」欄

「平成28年改正法附則第5条第2項から第7項までの控除額に関する計算」欄と読み替えて、計算式をそのまま当てはめて算出した金額を記載する。

● 第6号様式別表6（収入金額に関する計算書）

「控除される金額」欄

法附則第9条第21項の規定による控除額は、この欄に記載する。